法務省

法制審議会委員に任命する（1月二十二日）
　早川眞一郎

外務省

在ベンガルール日本国総領事館領事）外務事務官　河上　淳一
在ホーチミン日本国総領事館総領事に昇任させる（1月四日）
（国際法局条約課長）外務事務官　毛利　忠敦
欧州局ロシア課長に配置換する（国際協力局開発協力総括課長）同　今福　孝男
国際協力局政策課長に配置換する（大臣官房）同　長徳　英晶
国際協力局緊急・人道支援課長に昇任させる（国際協力局政策課長）同　中村　仁威
国際法局条約課長に配置換する（国際協力局緊急・人道支援課長）同　廣田　司
在香港日本国総領事館領事に転任させる（欧米局ロシア課長）同　徳田　修一
財務省へ出向させる（以上1月十六日）　伊藤　直樹
外務事務官（在ハカタ日本国総領事館総領事）に採用する（1月十八日）

財務省

（横浜税関調査部長）財務事務官　鈴木　恒久
東京税関調査部長を命ずる（東京税関調査部長）同　南埜　耕司
横浜税関総務部長を命ずる（横浜税関総務部首席税関考査官）同　古賀　孝幸
横浜税関業務部次長を命ずる（横浜税関業務部次長）同　長谷川実也
横浜税関調査部長を命ずる（横浜税関総務部長）同　相馬　弘尚
外務省に出向させる（国際局次長）同　土井　俊範
国際局長事務代理を免ずる（以上1月二十日）

埼玉県

○教育委員会委員再任
　上條正仁委員は、二十八年十二月二十七日再任された。
○収用委員会委員再任
　綿引剛一委員は、二十八年十二月二十七日再任された。
○収用委員会委員任命
　中山登司男委員は、二十八年十二月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
　収用委員会委員　長沼　威
○収用委員会予備委員再任
　中村達也予備委員は、二十八年十二月二十七日再任された。

大阪府

○公安委員会委員再任
　髙瀬桂子委員は、二十八年十二月二十日再任された。
○収用委員会委員任命
　森川薫委員及び前田雅子委員は、二十八年十二月二十一日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
　収用委員会委員　岡本　森廣
　同　下村　信江
○収用委員会委員再任
　三崎裕子委員は、二十八年十一月二十一日再任された。

沖縄県

○教育委員会委員任命
　泉川良範委員は、二十八年十二月三十一日任期満了し、一月一日次の者が任命された。
　教育委員会委員　松本　廣躍

大阪市

○監査委員選任
　阪井千鶴子委員は、二十八年十二月二十七日任期満了し、同月二十八日次の者が選任された。
　監査委員　松井　淑子

堺市

○人事委員会委員再任
　酒井貴子委員は、一月六日再任された。

福岡市

○教育委員会委員再任
　菊池裕次委員は、二十八年十二月二十八日再任された。
○監査委員選任
　伯川志郎委員は、二十八年十二月二十七日任期満了し、同月二十八日次の者が選任された。
　監査委員　篠原　俊

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブルガリア国大統領ルメン・ラデフ閣下の大統領就任につき、一月二十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鹿児島労働局の関係労働者を代表する者大島幹敏の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年1月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、鹿児島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成29年2月8日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　鹿児島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資料

内閣府経済社会総合研究所

機械受注統計調査報告（平成28年11月）（実績）

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年4月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。